倉吉市森林整備計画

計 画 期 間 〔自　令和６年４月１日
至　令和16年３月31日〕

樹 立 年 月 日 ： 令和６年３月21日

鳥　取　県
倉　吉　市

目　　次

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 ･････････････ 2
１　森林整備の現状と課題
２　森林整備の基本方針
３　森林施業の合理化に関する基本方針

Ⅱ　森林整備に関する事項
第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く） ･････････････････････ 5
１　樹種別の立木の標準伐期齢
２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法
３　その他必要な事項
第２　造林に関する事項 ･･･ 7
１　人工造林に関する事項
２　天然更新に関する事項
３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
４　森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
５　その他必要な事項
第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法
その他間伐及び保育の基準 ･･･ 11
１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
２　保育の種類別の標準的な方法
３　その他必要な事項
第４　公益的機能別施業森林等の整備等の森林の整備に関する事項 ･････････････････････ 12
１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法
２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内
及び当該区域における森林施業の方法
３　その他必要な事項
第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 ･･････････････････ 14
１　森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
４　森林の経営管理制度の活用に関する事項
５　その他必要な事項
第６　森林施業の共同化の促進に関する事項 ･････････････････････････････････････ 15
１　森林施業の共同化の促進に関する方針
２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
４　その他必要な事項
第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 ･･････････････････ 16
１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
２　路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
３　作業路網の整備に関する事項
４　その他必要な事項

第８　その他必要な事項 ･･･ 18
１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
２　森林施業の合理化に必要な機械の導入の促進に関する事項
３　林産物の利用の促進のために必要な施設整備に関する事項

Ⅲ　森林の保護に関する事項
第１　鳥獣害の防止に関する事項 ･･･ 20
１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
２　その他必要な事項
第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 ･････････････ 21
１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法
２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）
３　林野火災の予防の方法
４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
５　その他必要な事項

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項 ･･･ 22
１　保健機能森林の区域
２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
４　その他必要な事項

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項 ･･･ 23
１　森林経営計画の作成に関する事項
２　生活環境の整備に関する事項
３　森林整備を通じた地域振興に関する事項
４　森林の総合利用の推進に関する事項
５　住民参加による森林の整備に関する事項
６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
７　その他必要な事項

【別表１】【別表２】【別表３】
■附属資料
〇倉吉市森林整備計画概要図

倉吉市位置図

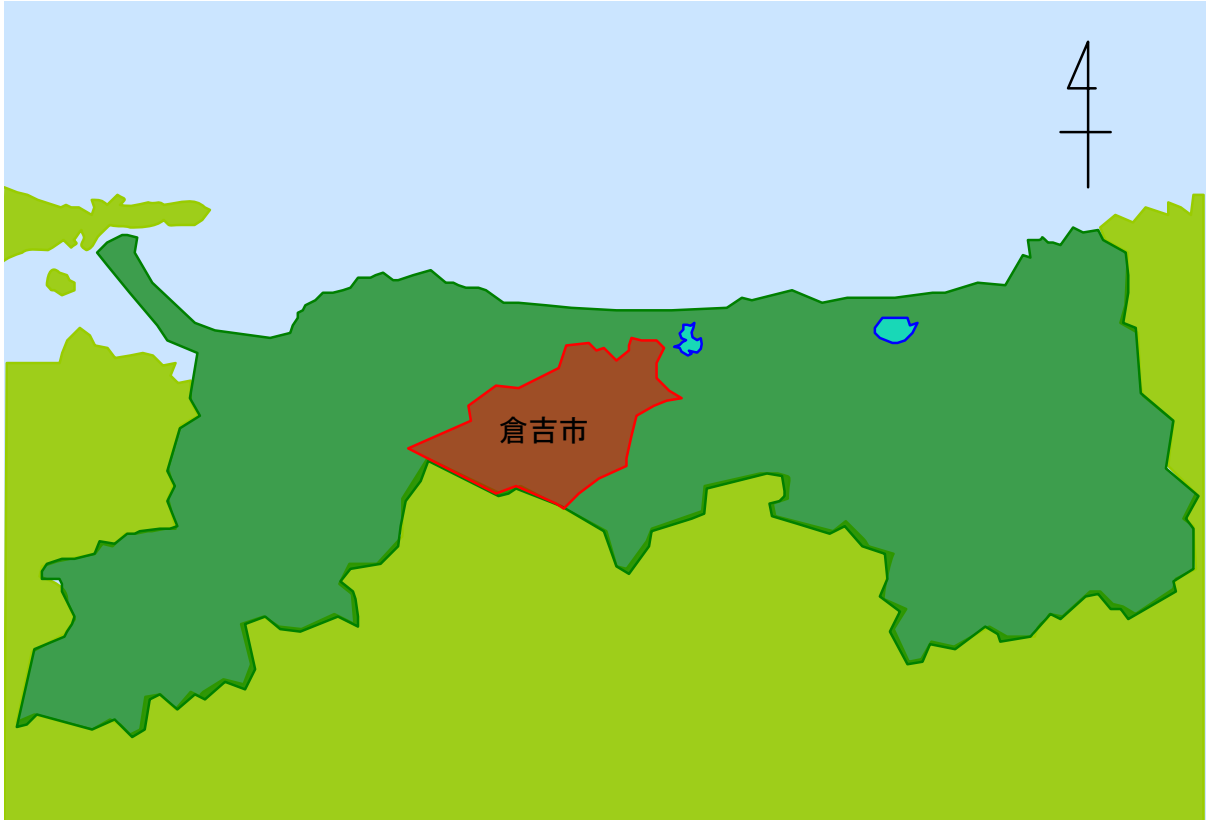

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　森林整備の現状と課題

（１）自然的条件

本市は、鳥取県のほぼ中央に位置し、日本海にそそぐ天神川流域に発達し、恵まれた自然と古い歴史を持った城下町である。

本市の市域は、大きく倉吉盆地・北条平野・灘手低湿地帯・大山火山灰台地・山地の５つの地形に区分することができる。このうち倉吉盆地・北条平野・灘手低湿地帯は一括して倉吉平野と称され、早くから人々の生活と生産の舞台となっている。

河川は、西側からの多くの支流をもつ国府川が、市街地の北西部で大山東山麓の関金地区から流下する小鴨川に合流し、これが上灘地区北方で三朝町から流下する県下３大河川の一つである天神川と合流し、北栄町と湯梨浜町の境界線を北流して日本海に注いでいる。

こうした地形条件に即して、倉吉盆地には市街地が、その中央部を貫流する河川周辺には豊かな水田地帯が、一方、南西部の大山山麓に及ぶ火山灰台地には、肥沃な畑作地帯が形成されている。

気候は、裏日本海型に属し、倉吉観測所での年平均気温は15℃、年間降水量は1,750㎜前後である。

※参考文献：2022年倉吉市市勢要覧

（２）森林・林業の現況と課題

本市の林野面積は、18,494haと総土地面積の68％を占めており、その内訳は民有林が15,365ha（83％）、国有林が3,129ha（17％）である。

民有林のうち、スギ・ヒノキ等の人工林は8,337haで、人工林率は54.4％、１ha当たりの蓄積量は366m3であり、伐期に達した人工林の伐採・搬出利用が今後の重要な課題となっている。

これら人工林からの木材生産を促進するため、集約化団地づくりとともに、林道・作業道の整備、高性能林業機械の導入により低コスト化を推進しているところである。

一方、天然林の面積は6,346ha、１ha当たりの蓄積量は150m3となっており、資源は着実に増加しつつある。しかし、コナラ・ミズナラ等のナラ類を中心に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が拡大しており、被害を受ける前に伐採・萌芽更新を行うなどの対策も必要とされている。

また、竹林（モウソウチク）が里山の人工林や天然林、耕作放棄地等に拡大しており、造林地等における竹林の除伐、皆伐によるクヌギ等の造林、タケノコ栽培林化による竹林の適正管理の推進が必要とされている。

※参考文献：令和４年度（令和３年度版）鳥取県林業統計

２　森林整備の基本方針

（１）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、本市の森林の有する多面的機能（注）を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、花粉発生源対策を加速化するとともに、適切な森林施業の実施により、健全な森林の維持造成を推進することとする。

また、それぞれの森林の有する機能に応じて、次の７つに区分することとし、森林整備及び保全の方針を以下のとおり定める。

注：本計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源かん養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境形成機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮断能力が高く、かつ風害、潮害等の諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林。
保健・レクリエーション機能	自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、湖沼、渓谷等の観光的に魅力のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャンプ場や自然公園等の保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林。陸域・水域にまたがり特有の森林が生育・生息する渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林土壌を有し、適切な林分密度を保ち、形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林。

注１：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注２：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の区分	森林整備及び保全の基本方針
水源かん養機能	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とすると共に、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源かん養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	災害に強い基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進するとともに、高齢級の森林への誘導を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が成育・生息する畦畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。 この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

３　森林施業の合理化に関する基本方針

県、流域の市町、森林組合、素材生産、林業事業体、木材加工・流通事業体等の森林・林業・木材産業関係者との合意形成及び民有林と国有林の密接な連携を図りつつ、森林所有者に対する施業内容やコストの提案を行うなど、普及・啓発活動を強化し、森林所有者や森林経営の受委託者等の合意形成を図ることで、森林施業の共同化及び森林経営の受委託等を促進する。

また、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度なデータやドローン等を活用した「スマート林業」の推進により森林経営の効率化、及び、地形に合った機械作業システムの導入・定着やオペレーターの養成、林業労働者の確保・育成を図り、低コスト化や効率的な路網整備を行うこととする。

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

１　樹種別の立木の標準伐期齢

天神川地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐期齢及び森林の構成を勘案して定めた。ただし、クヌギ・コナラについては、シイタケ原木としての利用を勘案して林齢を定めた。

また、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めたものであり、標準伐期齢に達した時点での伐採を義務付けるものではない。

樹　種	ス　ギ	ヒノキ	マ　ツ	その他針葉樹	クヌギ	コナラ	その他広葉樹
標準伐期齢	40 年	45 年	35 年	45 年	10 年	10 年	20 年

注）マツとはアカマツ及びクロマツをいう。

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月 16 日付２林整整第 1157 号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引き」（令和元年６月 21 日付第 201900081662 号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととする。この際、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。特に、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに渓流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

（１）皆伐

ア　皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。また、皆伐によるものについては、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね 20 ヘクタールごとに保護帯を設けるものとする。

イ　皆伐の時期については、標準伐期齢を超えた森林が急増しているという現状を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環利用を考慮して多様化、長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとすること。

ウ　伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、花粉発生源対策を加速化することにも留意し、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとすること。

　また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行うこととする。

エ　皆伐後天然更新を行う場合は、１か所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、良好なぼう芽を発生させるため 11 月から３月までの間に伐採するものとすること。人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表の期待径級を目安として定めるものとすること。

樹　種	生産目標	期待径級(cm)
ス　ギ	心持ち柱材	18
	一般建築材	26
	造　作　材	34
ヒノキ	心持ち柱材	18
	一般建築材	26
	造　作　材	34
マ　ツ	一　般　材	18
	梁　桁　材	28

（２）択伐

ア　択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域

全体でおおむね均等な割合で行うものとする。

イ　森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な繰り返し期間とし伐採率は30パーセント以下（伐採後の造林が人工植栽による場合にあっては40パーセント以下）を基準とすること。

３　その他必要な事項

主伐を見合わせるべき立木の樹種別の林齢は、樹木の連年成長量が最大となる林齢を基準とし、下表のとおり定めるものとする。

樹　　種	ス　ギ	ヒノキ	マ　ツ	その他針葉樹
林　　齢	20年	25年	20年	25年

第２　造林に関する事項

花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉は江木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

１　人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適格な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

（１）人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、木材生産の長期性にかんがみ、環境に適応し、諸害に十分耐えうるもの、すなわち適地適木を原則とし、かつ将来の需要、経済性を勘案し、スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹、クヌギ、コナラ等の広葉樹を主として植栽する。

なお、苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長や形質に優れた苗木や花粉の少ない苗木の導入に努めること。

（２）人工造林の標準的な方法に関する指針

ア　人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系、間伐の経済性を勘案して定める。ただし、小径木の間伐収入が見込めない地域または初期成長の優れた品種の植栽においては疎仕立てを検討するものとする。

なお、定められた標準的な植栽本数と乖離して植栽しようとする場合や、コウヨウザン、センダン等の主要樹種以外の樹種や少花粉スギ等の新たな品種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は市町の林務担当部局等に相談の上、適当な植栽本数を判断するものとすること。

樹　　種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ｈａ）	備考
スギ　ヒノキ　マツ クヌギ　コナラ	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	1,500	

イ　その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	植え付けの障害となる雑草木、ササ類等の刈り払い及び伐採木の末木枝条を取り除き、苗木の植え付けを容易にする。 急傾斜地においては、伐採木の株を利用して末木枝条で棚積みを行い、雪崩や山地崩壊の防止を図る。
植え付け方法	苗木を植栽する穴は、深めに掘り、根を広げて土と根をなじませ、掻き出した土を戻す。苗木の回りを適度に踏みつけ、乾燥を防ぐために落葉等で苗木の根元を覆う。また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。
植栽の時期	苗木の成長活動の盛んな時期の植え付けは避け、春植えにおいては苗木の成長が始まる直前に、また秋植えにおいては苗木の生長が終わった頃に行う。 なお、コンテナ苗の植栽についてはこの限りではない。

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、皆伐後に人工造林を伴うものにあっては伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に更新する。この場合、下刈等の保育作業の省力化のため、コンテナ苗等の活用を図り、育林コストの低減に努めるものとする。ただし、択伐により広葉樹林化、針広混交林化等の多様な森林へ誘導する場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を超えない期間を目安として、天然力を活用した更新を推進する。

２　天然更新に関する事項

（１）天然更新の対象樹種

天然更新対象樹種		スギ、ヒノキ、アカマツ
	ぼう芽更新可能樹種	クヌギ、コナラ、クリ、ケヤキ、ヤマザクラ、カエデ類、トチノキ、その他高木性広葉樹

（２）天然更新の標準的な方法

ア　天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
スギ、ヒノキ、アカマツ、クヌギ、コナラ、クリ、ケヤキ、ヤマザクラ、カエデ類、トチノキ、その他高木性広葉樹	「天然更新完了基準」（平成 19 年 6 月 18 日付第 200700047753 号鳥取県農林水産部林政課長通知）に定める期待成立本数による

（ア）天然下種更新

笹や粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去又はかき起こしを行うこと。発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこととすること。

（イ）ぼう芽更新

ぼう芽の優劣が明らかとなる３・４年目ごろに、根又は地際部から発生しているぼう芽を１株当たりの仕立て本数３～４本を目安として、ぼう芽整理を行うこととすること。

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

区　分	標　準　的　な　方　法
地 表 処 理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈　出 し	天然稚幼樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植　込 み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽　か　き	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を１株当たり２～３本残すものとし、それ以外をかき取ることとする。

ウ　その他天然更新の方法

天然更新の完了については、「天然更新完了基準」（平成 19 年 6 月 18 日付第 200700047753 号鳥取県農林水産部林政課長通知）を用いるものとし、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものは、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、早期に更新を図るものとし、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を超えない期間

を経過した時点で、更新の完了基準に基づき、県又は市による更新状況の確認を受けるものとする。更新補助作業が必要な場合、森林所有者等は芽かき、刈出し、補植等を行い確実な更新が図られるよう努めることとする。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しないことから、天然更新が期待できない森林について、植栽により適確な更新を確保することとする。

（２）植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

特になし

４　森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

（１）造林の対象樹種

ア　人工造林の場合

人工造林をすべき樹種

区　　分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）	備　考
人工造林対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ等	クヌギ、コナラ等	

イ　天然更新の場合

天然更新対象樹種		スギ、ヒノキ、アカマツ
	ぼう芽更新可能樹種	クヌギ、コナラ、クリ、ケヤキ、ヤマザクラ、カエデ類 トチノキ、その他高木性広葉樹

（２）生育し得る最大の立木の本数

「天然更新完了基準」（平成 19 年 6 月 18 日付第 200700047753 号鳥取県農林水産部林政課長通知）で定める期待成立本数とし、その本数に 10 分の３を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）を更新する。

５　その他必要な事項

特になし

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉し（樹冠粗密度が 10 分の８以上になること）、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、材積にかかる伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の当該樹冠粗密度が 10 分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

森林の立木における生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、立木の競合状態等に応じた適切な間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法により実施するものとする。

間伐の繰り返し期間、間伐率の設定に当たっては、人工林の齢級構成、直近の間伐の実施状況を考慮し、保育間伐の遅れが著しい森林に対しては、気象災害に十分注意すること。

高齢級間伐（７齢級以上の間伐）について、既往の長伐期施業（大径材）だけでなく、保育の遅れた森林について、積極的に導入するよう定めること。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めること。

原則として、間伐の間隔は、スギの標準伐期齢未満で 10 年、標準伐期齢以上で 15 年、ヒノキの標準伐期齢未満で 10 年、標準伐期齢以上で 20 年とする。

樹　種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）				標　準　的　な　方　法
		初　回	２回目	３回目	４回目	
ス　ギ	大 径 材	15～20	25～30	35～45	50～60	原則としてスギ林分密度管理図・ヒノキ林分密度管理図を利用する。 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。
	一 般 材	15～20	25～35			
ヒノキ	大 径 材	15～20	25～30	40～50	60～70	
	一 般 材	15～20	25～35			

（注）ヒノキの疎仕立ての場合は、初回間伐を省略することができる。

２　保育の種類別の標準的な方法

森林の立木における生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし既往の施業体系、間伐、保育状況等を勘案して、適切な時期、回数、作業方法により実施するものとする。

樹種	保育の種類	実施すべき標準的な林齢及び回数																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～20	21～25	26～30
スギ・ヒノキ	下刈り	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△								
	つる切り							←	△	→		←	△	→					
	除　伐									←	○	→			←	△	→		
	雪起こし	←					△									→			
	枝打ち											←		○		→	←	△	→

（注）　△は必要に応じて実行する。

標準的な方法

下 刈 り：植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は、６～７月頃を目安とする。

つる切り：下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は６～７月頃を目安とする。

除　　伐：造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良を除去する。侵入した広葉樹については、土壌の化学性の維持改善、景観の向上等を図るため、形質の良好なものの保存を考慮することとする。実施時期は、４～12 月頃を目安とする。

雪 起 こ し：根曲がり防止のため、融雪後４月～５月頃までに根曲がりの状況によって実施する。

枝 打 ち：病害虫等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め優良材を得るため、必要に応じて行う。実施期間は、樹木の生長休止期の 11 月下旬～３月上旬頃とする。

３　その他必要な事項

特になし

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

（１）水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下水源かん養機能維持増進森林という。）

ア　区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存在する森林、水源かん養機能の評価区分が高い森林など水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１に定める。

イ　森林施業の方法

伐期の延長を推進すべき森林として、主伐の時期を標準伐期齢に 10 年を足した林齢以上とし、皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小し、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、この森林の区域については、別表２に定める。

区域	樹種						
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	コナラ	その他広
水源かん養機能維持増進森林	50 年	55 年	45 年	55 年	20 年	20 年	30 年

（２）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源かん養機能維持増進森林以外の森林

ア　区域の設定

①　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林という。）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺。山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能が高い森林を別表１に定める。

②　快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、快適環境機能維持増進森林という。）

風害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や市民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林を別表１に定める。

③　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、保健機能維持増進森林という。）

保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域、及び特別緑地保全地区、都市公園法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係わる森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、保健文化機能の評価区分が高い森林を別表１に定める。

イ　森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

これらの森林の有する公益的機能の維持増進を特に図る必要がある場合には、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める旨、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林とする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね２倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進することとする。特定広葉樹は、郷土樹種を主体として、地域独自の景観及び多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定し、伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、又はその状態を維持するための伐採を行うものとする。天然更新に必要な母樹がない森林など植栽によらなければ特定広葉樹の立木の生育を確保することが困難

な森林の主伐跡地には、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また、天然更新が見込まれる場合においても、特定広葉樹の更新を確保するため、必要に応じ、刈出し、植込み等の更新補助作業を行うものとする。特定広葉樹の生育に必要な芽かき、下刈り、除伐等の保育を実施することとし、特に、竹の侵入により特定広葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的な竹の除去を行うものとする。

森林の区域については、別表２に定める。

区域	樹種						
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	コナラ	その他広
山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林、 快適環境機能維持増進森林、 保健機能維持増進森林	64 年	72 年	56 年	72 年	16 年	16 年	32 年

２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内及び当該区域における施業の方法

（１）区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る区域とし、別表１に定める。

また、このうち林地生産力及び施業の効率性が特に高い地域を「特に効率的な作業が可能な森林の区域」として定めることとする。

（２）森林施業の方法

木材等林産物を継続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」のうち、人工林は原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

３　その他必要な事項

（１）施業実施協定の締結の促進方法

講演会及び説明会等による施業実施協定の制度周知を図り、施業実施協定の参加を促進する。

（２）その他

特になし

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林施業を適切に行っていない森林所有者が多い地域にあっては、林業事業体や森林組合等による経営の受委託を促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲を喚起するよう努めるものとする。また、特に、不在村森林所有者の多い地域では、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、森林経営委託の推進に努める。

さらに、森林クラウドの活用や林地台帳、地籍調査との連携により、森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理するとともに、施業の集約化に取り組む者に対する施業の受委託等に必要な情報の提供及び公開に努めることにより、市内の動向を把握し、森林経営の規模の拡大を図ることとする。

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受委託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取組む者に対する森林の経営の受委託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんに努め、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

間伐等の森林施業に加え、路網整備や森林保護に関する項目を含む内容で森林経営の受委託等を行う。その際、森林の技術や知識を有した者と契約締結を進めるよう留意する。

４　森林の経営管理制度の活用に関する事項その他必要な事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

５　その他必要な事項

特になし

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

１　森林施業の共同化の促進に関する方針

市内の森林で、団地的まとまりのある地域については、県、市及び森林組合等の林業事業体が連携して森林施業の団地化の普及啓発活動を行い、周知を図るとともに、森林組合等の事業体による森林所有者等の合意形成活動と施業提案活動を推進する。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、路網整備などの共同化を重点的に実施する。その推進にあたっては森林組合等の林業事業体との連携、不在村森林所有者への働きかけを行うこととする。

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

施業実施の共同化を効果的に促進するため、路網、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にする。また、種苗の共同購入等共同して行う施業の実施方法についてもあらかじめ明確にする。さらに、明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は施業実施の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にする。

４　その他必要な事項

特になし

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

（単位　m/ha）

区分	作業システム	路網密度		
		基幹路網	細部路網	全体
緩傾斜地 （ 0°～15°）	車両系作業システム	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 （15°～30°）	車両系作業システム	25～40	50～160	75～200
	架線系作業システム		0～35	25～75
急傾斜地 （30°～35°）	車両系作業システム	15～25	45～125	60～150
	架線系作業システム		0～25	15～50
急峻地 （35°～　　）	架線系作業システム	5～15	―	5～15

２　路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

特になし

３　作業路網の整備に関する事項

（１）基幹路網に関する事項

ア　基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日林野道第 107 号林野庁長官通達）及び鳥取県林業専用道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日第 201000207814 号）に則り開設することとする。

また、林道整備の目的等を踏まえ、森林・林業及び林道整備の特性、現場条件等を勘案して、構造・規格等を決定するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備（路網改良を含む。）を推進することとする。

イ　基幹路網の整備計画

開設／拡張	種類	区分	位置（市町村）	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半５カ年の計画箇所	備考
開設	自動車道	林道	倉吉市	十万寺	350m　－　1 箇所	15ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	倉吉市	長谷牧野	2,500m　－　1 箇所	209ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	倉吉市	大原	400m　－　1 箇所	132ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	倉吉市	北ヶ谷	400m　－　1 箇所	86ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	倉吉市	向山	200m　－　1 箇所	17ha		森林管理道

開設	自動車道	林道	倉吉市	滝川	200m － 1箇所	55ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	倉吉市	赤岩	200m － 1箇所	47ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	倉吉市	浅井本谷	300m － 1箇所	99ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	倉吉市	加例谷	200m － 1箇所	33ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	倉吉市	矢櫃	200m － 1箇所	43ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	倉吉市	山の神	300m － 1箇所	36ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	倉吉市	荒田	200m － 1箇所	52ha		森林管理道
開設	自動車道	林業専用道	倉吉市	富海福山	5,700m － 1箇所	586ha	○	林業専用道
拡張	改良		倉吉市	円谷広瀬	100m － 1箇所	1,049ha		幹線
拡張	改良		倉吉市	円谷広瀬２号	100m － 1箇所	538ha		幹線
拡張	舗装		倉吉市	汗干	1,900m － 1箇所	43ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	下谷	800m － 1箇所	62ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	栗尾	100m － 1箇所	202ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	明谷	100m － 1箇所	94ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	岩井谷	100m － 1箇所	154ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	河来見	100m － 1箇所	65ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	瀬戸谷	100m － 1箇所	236ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	二反田	100m － 1箇所	54ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	広瀬	100m － 1箇所	152ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	スンボー	100m － 1箇所	80ha		その他
拡張	改良		倉吉市	泉谷	4,000m － 1箇所	602ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	泉谷	4,000m － 1箇所	602ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	万上	700m － 1箇所	63ha		その他
拡張	改良		倉吉市	万上	700m － 1箇所	63ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	タワ谷	600m － 1箇所	60ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	後口谷	700m － 1箇所	25ha		その他
拡張	舗装		倉吉市	山の神	900m － 1箇所	36ha		その他
拡張	改良		倉吉市	明谷	200m － 1箇所	94ha	○	その他
拡張	改良		倉吉市	山の神	300m － 1箇所	36ha	○	その他

ウ　基幹路網の維持管理に関する事項

森林環境保全整備事業実施要領（平成14年３月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、民有林林道台帳について（平成８年５月16日８林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

（２）細部路網の整備に関する事項

ア　細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から鳥取県林業専用道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日第 201000207814 号）及び鳥取県森林作業道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日第 201000193342 号）に則り開設することとする。

イ　細部路網の維持管理に関する事項

鳥取県林業専用道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日第 201000207814 号）及び鳥取県森林作業道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日第 201000193342 号）等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

４　その他必要な事項

特になし

第８　その他必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

（１）林業労働力確保の方針

新規就労者の雇用促進及び労働条件の改善と、安定的な木材供給を支える生産管理能力の向上、持続的な森林経営に関する高度な知識の習得、熟年労働者の技術の若年労働者への伝承、新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等、質及び量の両面における取組が重要であり、また、林業労働者のみならず、林家の後継者等として新たに林業に従事する者についても林業の担い手として確保を図ることとする。

（２）林業労働者の育成

林業労働者の育成を図るためには、林業労働者の安全と福祉の向上が大切である。そのためには、雇用関係の近代化、就労の安定化、共済年金、年末一時金制度、社会保険制度等への加入、労働安全衛生の確保等諸施策を行うと共に、労働者自らの講習会・研修会及び健康診断等の参加による安全教育の向上と健康管理に努める。

（３）林業後継者等の育成

地域林業の総合的発展と進行を図るためには、林業従事者の幅広い組織化を図る必要がある。市・森林組合等の林業事業体は、県の林業普及体制と連携を密にしながら各集落・林業関係団体・農協等への啓発普及を行い林業への関心を高揚して組織化を促進して、農林業が一体となって後継者の確保並びに労務体制確立を図る。

２　森林施業の合理化に必要な機械の導入の促進に関する事項

（１）林業機械化の促進方向

本市の森林は、資源が成熟しつつあるが、所有規模の小さい森林所有者が多い。また、林業事業体においては、林業従事者の労働条件の改善及び、機械化による省力化が進められており、今後も、素材等の生産性の向上及び重労働作業の軽減及び、労働安全の改善を図るため、効率的な機械作業システムの導入を推進する。

（２）高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

本市の森林資源の状況から、高性能機械を導入する場合は、単独で行わず、天神川流域が一体となった広域エリアにおいて導入し、広域的な活用を推進する。当流域の山地の地形、経営形態等地域の現況から下記の機械作業システムの導入を目標とする。

作業の種類		現　状（参考）	将　　来
伐　倒 造　材 集　材	天神川流域	ﾁｪｰﾝｿｰ、ｽｲﾝｸﾞﾔｰﾀﾞ、ﾌﾟﾛｾｯｻ 集材機、自走式搬器 林内作業車 ﾀﾜｰﾔｰﾀﾞ、ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙｿｰ、ﾌｫﾜｰﾀﾞ	ﾁｪｰﾝｿｰ、ﾊｰﾍﾞｽﾀｰ、ｽｲﾝｸﾞﾔｰﾀﾞ 集材機、自走式搬器、ﾀﾜｰﾔｰﾀﾞ 林内作業車、ﾛﾝｸﾞﾘｰﾁｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ ﾌﾟﾛｾｯｻ、ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙｿｰ、ﾌｫﾜｰﾀﾞ
造林保育等	地拵、下刈	人力・刈払機	刈払機

（３）林業機械化の促進方策

近隣市町村の素材生産者が、一体となり生産性の向上と重労働作業の軽減、及び労働安全の改善を図り、事業量の安定的な確保を図って行くように努める。

あわせて、各種研修制度を活用し高性能林業機械オペレーターの養成を積極的に図る。

３　林産物の利用の促進のために必要な施設整備に関する事項

流域内の林業生産活動を活発化し、地域材の産地化形成を図るために、流域を単位として計画的な木材生産を推進し、需要に応じた安定的な原木供給により森林所有者等と木材加工業者等との間で木材の安定的な需給関係を確立するとともに、成熟しつつある地域材の有効活用を図るため、原木の流通から高次加工に至る一貫した体制の整備を図る。

また、合法伐採木材の流通促進の観点から、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		計　　画			備　考
	位　　置	対図番号	位置	規模（m3/年）	対図番号	
製材所	幸町	1	該　当　無　し			
製材所	下 米 積	2				
製材所	今西	3				
製材所	明高	4				

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の（１）及び（２）について定める。

（１）区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータに基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表３のとおり定める。

（２）鳥獣害の防止の方法

鳥獣被害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するものとする。なお、ニホンジカの場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進するものとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施設や農業被害対策等と連携・調整するものとする。

ア　植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ　捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）誘因狙撃等の銃器による捕獲等の実施

２　その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法を定めるとともに、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法

森林病害虫等による被害の早期発見及び早期駆除に努めることとする。特に松くい虫による被害について的確な防除の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を図ることとする。防除実施計画については、森林病害虫等防除法に規定する諸計画等による。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術導入も含めた適切な防除方法を検討し、被害の未然防止を図ることとする。

なお、森林病害虫等のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、有識者の意見を聞きつつ、市長の判断により伐採の促進に関する指導等を行うこととする。

２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣､特にニホンジカによる森林被害については､近年増加傾向にある｡被害としては、植栽したスギ、ヒノキや広葉樹の幼木の枝葉への食害、幹や根元部の樹皮の剥皮や摂食による若齢木や壮齢木の枯死及び商品価値の低下等の林業被害のほか、ササ等の下層植生の食害等の森林生態系への被害も発生している。

こうした被害の防止に向けては、鳥取県ニホンジカ保護管理計画に基づき、生息状況や森林被害のモニタリングを実施し､生息･被害実態の把握に努め､その結果を踏まえて､行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して、個体数の管理や被害防除対策を総合的かつ効果的に推進する。

また、放置された里山や竹林は、野生鳥獣の緩衝帯としての機能を失い、イノシシやツキノワグマ等の集落への出没や農業被害を誘発させているため、森林内の刈り払いや除伐等を行うことにより､緩衝帯としての機能を回復させ､野生鳥獣が出没しにくい環境づくりに努めることとする。

３　林野火災の予防の方法

レクリエーション等による森林の利用が増大する中で、林内への入込者が多い地域を重点に、火災予防等に関する啓発のための看板を設置する。

４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合は、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的に該当することとし、倉吉市林野等の火入れに関する条例（昭和 59 年倉吉市条例第 11 号）に則し行うものとする。

５　その他必要な事項

病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備　考
7AB,8A～C,9A～D,10A～C,11A～C,12A～C,13A～C, 14A～C,15AB,18B,19A～F,21A～J,22A～DFH, 23A～CE～H,24AC～I,25ABEF,26A～GI,27A～G, 28A～D,29ABD～H,31B～I,35B～D,36ACD, 37A～DF,39AB,40A～FIJ,41A～E,45A～G,47A～F, 48AC～F,52A～F,53A～D,54A～H,55A～G,56ABDE, 59A～F,61B～E,62A～DFG,65AC,66AC～F,67A～G, 68A～C,69A～G,70A～G,71A～F,72A～G,73BCE, 74A～G,80A～H,81A～CEGH,82ACEFI,83A～N, 84A～EGK,85A～DFH～L,87A～DF～L,88A～J,89F～I, 90A～CE～G,91A～F,92D～H,93A～E,96BC,97ABDF, 98B～G,99A～F,100B～G,104A～C,105B～E, 106A～G,107AC～E,108A～G,109A～G,110ABD～H, 111A～E,112A～CEF,113A～G,114AB,115A～E, 116A～F,117A～C,118A～D,119A～C,120AB,121AB, 122AB,123AB,125A～I,126A～C,127AB,128A～E, 129A～F,130A～D,131AB,132A,133A～E,134A～C, 146A～E,147A～I,148A～E,149A～JL,150A～DFGI, 151A～C,159A～C,160A～E,161B～E,162A～D,163C～F, 164A～E,165A～G,166A～D,213A～E,214FGI～P, 215ACEF,229A～G,230A～H,231A～F,232A～JQR, 233A～CGH,234AEFG,235B～D,236CD,237FG,243DE, 244AMN,245A～CH,247ABDE,248A～S,252CD,253C～E, 254AB,255EH,256B～G,258AH～J	病害虫等の被害を受け、森林の有する公益的機能の発揮を損なうおそれがあるため	松くい虫の被害を受けている森林にあっては樹種転換を実施する。 また、左記の森林以外の森林において、病害虫が蔓延し、森林の有する公益的機能の発揮を損なうおそれがあると市長が認めるときは伐倒駆除を実施する。

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

１　保健機能森林の区域

該当なし

２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

４　その他必要な事項

特になし

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

１　森林経営計画の作成に関する事項

（１）森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、以下の事項において適切に計画すること。

ア．植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ．公益的機能別施業森林の施業方法

ウ．森林の施業又は経営の受託等を実施すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ．森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

（２）森林法施行規則第 33 条 1 号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
倉吉１	001, 002, 003, 004, 005, 006, 007, 008, 009, 010, 011, 012, 013, 014 015, 018, 019, 020, 021, 022, 023, 024, 025, 026, 027, 028	1,442.30
倉吉２	029, 030, 031, 032, 033, 034, 035, 036, 037, 039, 040, 041, 042, 043 044, 045, 046, 047, 048, 049, 050, 051, 052, 053, 054, 055, 056, 057 058, 059, 060, 061, 062, 063, 064, 065, 066, 067, 068, 069, 070, 071 072, 074	2,953.02
倉吉３	038, 073, 075, 076, 077, 078, 079, 080, 081, 082, 083, 084, 085, 086 087, 088, 089, 090, 091, 092, 093, 094, 095, 096, 097, 098, 099, 100 101	1,986.40
倉吉４	103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124	1,453.00
倉吉５	102, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 168	1,211.93
倉吉６	016, 017, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167	1,165.68
倉吉７	201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228	1,820.50
倉吉８	229, 230, 231, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 239, 240, 241, 242, 243	894.88
倉吉９	232, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 251, 252, 253, 254, 255, 256 257, 258, 259, 266	1611.29
倉吉 10	260, 261, 262, 263, 264, 265	613.97

２　生活環境の整備に関する事項

特になし

３　森林整備を通じた地域振興に関する事項

林内路網の整備や高性能林業機械の導入を図り、安定した原木供給体制を整備し、また、生産及び流通体制の整備の推進を図り、地域振興を目指す。

４　森林の総合利用の推進に関する事項

特になし

５　住民参加による森林の整備に関する事項

（１）地域住民参加による取組みに関する事項

・地域住民が森林にふれあう機会を提供し、森林・林業の学習や体験活動を支援することで、森林を地域住民で守り育てる意識の醸成を図り、住民参加による森林整備を推進する。

・とっとり共生の森育成支援を積極的に行い、企業等の社会貢献事業の推進を図るとともに、地元住民の森林への関心や理解を高める。

（２）上下流連携による取組みに関する事項

・水源地としての森林の重要性について理解を深めるため、下流域の住民団体に間伐や枝打ち等の作業にボランティアとしての参加を働きかける。

・森林の有する水源かん養機能等の公益的機能の維持・発揮のため、近隣市町村と連携して森林造成・保全を行う。

６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

７　その他必要な事項

生物多様性等環境保全に配慮しつつ、森林の多面的機能を高度に発揮できる森林経営を目指すものとする。

【別表１】

区分	森林の区域	面積(ha)
水源かん養機能維持増進森林	6AC,12BC,14ABC,15A,19F,20ABCD,21AJ,23D,33E,34B,38B,43ABCD,49ACDFG,50AFGH,56E,57AB,59A,60AB,61AB,62DEG,63A,64BC,65ABCD,66A～F,67ABC,68B,70F,72DEFG,74DEFG,77EI,79EFG,80A～I,84FGHI,85C～L,86C,87A～J,90G,91BDF,92FG,94AB,95ABCD,96AC,97A,103C,106D,109G,112GH,113AF,114AB,117B,118B,120BC,121AB,122AB,124B,126CD,127AB,128ABC,129E,130A,134C,135B,137A,140C,141BCD,168ABC,203A～E,204A～E,205A～G,206ABD～G,207B～I,209A～I,212B～J,213A～D,214IM,215DEF,216ABC,217A,218A,219AB,220ABC,221A～H,222BCDEGHIJ,223BCE～K,224ABCE～J,225ABCEFG,226A～F,227AB,234A～I,235A～F,236ABCD,237A～E,238A～E,239A～F,240A～J,241ABCD,242ABCD,243ABC,244A～L,246A～L,249ABCF～L,250ABCD,252ABD～IK,257ABE～H,260A,261A,262A,263A,264A,265A	5,380.37
山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	3ADE,5AD,6ABC,7AB,8ABC,9AB,10ABC,11ABC,12B,13BC,14B,15B,16ABF,17ACD～I,19B～F,20B,21A～J,22A～EH,23EH,24BDI,25CEF,26BCI,27D,28DE,29A～H,30A～E,31BHJ,32ABCD,33ACDE,34ACDE,35ABD,36ABCD,37CDH,38D,39BC,40ABCDFGHI,41D,42B,45BG,47ABEF,48ADEF,49BEFG,50ABCE,51ACD,52A～F,53ABC,54AC,55A,59ABF,61D,62CFG,63B,64AB,65AB,66BE,67EG,68AC,69AC～G,70ABEG,71ABDEF,72ABCE,73B,74ABDE,76ACD,79GK,80ABDE,81DE,83A～FHKMN,84EFJK,85GHI,86AB,87L,88A～EH,89EI,90A,92FH,93A～E,97AB,98AB,99AB,100A,101CDEHIJ,103C,105BE,107BD,108ABC,110DG,111BCE,112BDE,113CFG,114AB,115BC,116F,118B,119C,123A,124BC,125EGHI,126B,128DE,129ABDF,130BD,134C,135A,136B,137AB,138ABL,141E,142B,143C,144D,147CFGH,151A,154A,156D,159AC,164AB,165ACDEF,167AB,201B～K,202C～H,203AC,205B,206AC,209FGH,210AB,214AF,215A,219A,224DK,227CD,229BG,230A,231EF,232LMR,237G,241D,244I,245BCDGH,246A,247EFG,248BCEF,249BCD,250F,251ABCL,252C,253D,254AB,255CDEH,257AH,258I,259A～E,266BCDG	1,742.28
快適環境機能維持増進森林	266G	0.26
保健機能維持増進森林	17J,25F,26B～I,27A～E,143D,201B,208A～E,215C,217A,218A,219B,220B,221E,222F,223DJ,224H,225CD	415.21
木材等生産機能維持増進森林	1A～E,2ABCD,3A～E,4ABC,5ABCD,6B,7AB,8ABC,9ABCD,10ABC,11ABC,12ABC,13ABC,15B,16A～J,17BCDF～J,18ABCD,19A～E,20AB,21BCDFGHI,22ABE～H,23A～H,24A～I,25A～F,26ABG,27FG,28ABCE,29A～H,30A～G,31A～K,32ACDE,33AB,34EF,35ABCD,36ACD,37A～I,38AC～G,39ABC,40ABDEFGIJ,41A～E,42ABC,44A～E,45A～G,46ABC,47A～F,48A～F,49A～G,50A～EG,51ABCD,52A～F,53ABCD,54A～H,55A～G,56ABCD,59A～E,60A,61BCDE,62A～F,64BC,65AB,67AC～H,68ABC,69B～G,70A～E,71A～F,72AB,73A～H,74ABCF,75ABC,76A～N,77A～I,78A～H,79ABCDHIJK,80CDFGH,81ABCEFGH,82AGH,83F～N,84A～GIJK,85ABCE,87ADEJ～L,88A～J,89A～I,90A～G,91A～E,92A～EH,93ACE,96AB,97B～F,98A～G,99A～F,100A～G,101A～K,102ABC,103AB,104ABC,105A～E,106A～G,107A～E,108A～G,109A～F,110A～I,111A～E,112A～F,113A～G,115A～E,116A～F,117AC,118ACD,	7,763.27

	119AB, 121B, 122B, 123AB, 124ACD, 125A～I, 126ABC, 127AB, 128ACDE, 129A～F, 130ABCD, 131AB, 132A, 133A～E, 134AB, 135AB, 136AC～I, 137BC, 138A～L, 139ABCD, 140ABDEFG, 141AE, 142A～F, 143ABCD, 144A～D, 145A～H, 146A～E, 147A～I, 148A～E, 149A～L, 150A～I, 151ABCD, 152A～J, 153A～E, 154A～G, 155A～F, 156ABCDF, 157A～H, 158A～E, 159ABCD, 160A～E, 161A～E, 162ABCD, 163A～G, 164A～E, 165ABCEFGH, 166ABCD, 167A～H, 201AFHK, 202ABCH, 206DG, 207AI, 209EFH, 210A～E, 211ABCD, 212ACDEJ, 213AE, 214B～Q, 215A～E, 220BC, 221ABCGIJKL, 222ABCDJK, 223ABCFGHK, 224ACDEGHK, 225ABCH, 227A～G, 228ABDEF, 229A～G, 230A～H, 231A～F, 232A～Q, 233ABCGH, 234ADE, 235DF, 236ABCD, 237AEFG, 238ADE, 239ADEF, 240D, 242B, 243CDE, 244GHKMN, 245ABCDFGH, 246CELM, 247ABCDF, 248A～Q, 249BDEG, 250B～F, 251AJKL, 252ABCDIJ, 253A～E, 254AB, 255A～H, 256A～G, 257CDFG, 258A～GJK, 259ABDEF, 266ACD～H		
	特に効率的な作業が可能な森林の区域	44B, 48E, 62DF, 64C, 65A, 71DE, 74C, 84G, 91D, 92BC, 97EF, 106CDE, 109F, 110A, 112E, 116ABCD, 120B, 127B, 132A, 133ABCDE, 134B, 138EIJ, 139C, 152ABEFI, 153C, 154B, 155B, 156AC, 213A, 232ABFO, 237AG, 242B, 247D, 248KR, 249DEG, 250BCF, 255E, 256FG, 257F, 259B, 266EF	590.72

【別表２】

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林 （標準伐期齢＋10 以上）	6AC, 12BC, 14ABC, 15A, 19F, 20ABCD, 21AJ, 23D, 33E, 34B, 38B, 43ABCD, 49ACDFG, 50AFGH, 56E, 57AB, 59A, 60AB, 61AB, 62DEG, 63A, 64BC, 65ABCD, 66AF, 67ABC, 68B, 70F, 72DEFG, 74DEFG, 77EI, 79EFG, 80AI, 84FGHI, 85CL, 86C, 87AJ, 90G, 91BDF, 92FG, 94AB, 95ABCD, 96AC, 97A, 013C, 106D, 109G, 112GH, 113AF, 114AB, 117B, 118B, 120BC, 121AB, 122AB, 124B, 126CD, 127AB, 128ABC, 129E, 130A, 134C, 135B, 137A, 140C, 141BCD, 168ABC, 203A～E, 204A～E, 205A～G, 206ABD～G, 207B～I, 209B～I, 212B～J, 213AD, 214IM, 215DEF, 216ABC, 217A, 218A, 219AB, 220ABC, 221A～H, 222BCDEGHIJ, 223BCE～K, 224ABCE～J, 225ABCEFG, 226A～F, 227AB, 234A～I, 235AF, 236ABCD, 237A～E, 238A～E, 239A～F, 240A～J, 241ABCD, 242ABCD, 243ABC, 244A～L, 246A～L, 249ABCF～L, 250ABCD, 252ABD～IK, 257ABE～H, 260A, 261A, 262A, 263A, 264A, 265A	5,380.37
長伐期施業を推進すべき森林（標準伐期齢×２）	（鳥取県造林公社分） 21H の一部、27D の一部、32B、33CD、34CDE の一部、36BCD の一部、42B の一部、43B の一部、49EFG の一部、50ABCE の一部、51A の一部、62FG の一部、63B、64AB の一部、65B の一部、66BE の一部、83ABCDEK の一部、84EFJK の一部、85GHI の一部、86AB、111E の一部、112BDE の一部、113CE の一部、114B の一部、123A の一部、126B の一部、127AB、128DE の一部、129ABD の一部、130CD の一部、203C の一部、205B の一部、244I の一部、247H の一部、253B （鳥取県造林公社以外分） 3DE, 6ABC, 7AB, 8ABC, 9AB, 10ABC, 11ABC, 12B, 13BC, 14B, 15B, 16ABF, 17ACD～I19B～F, 20B, 21A～J, 22A～EH, 23EH, 24BDI, 25CEF, 26BCI, 27D, 28DE, 29A～H, 30A～E, 31BHJ, 32ACD, 33ACD, 34ACDE, 35ABD, 36ABCD, 37CDH, 38D, 39BC, 40ABCDFGHI, 41D, 42B, 45BG, 47ABEF, 48ADEF, 49BEF, 50ABCE, 51ACD, 52A～F, 53ABC, 54AC, 55A, 59ABF, 61D, 62CFG, 64AB, 65AB, 66BE, 67EG, 68AC, 69AC～G, 70ABEG, 71ABDEF, 72ABCE, 73B, 74ABDE, 76ACD, 79GK, 80ABDE, 81DE, 83A～FHKMN, 84EFJK, 85GHI, 87L, 88A～EH, 89EI, 90A, 92FH, 93A～E, 97AB, 98AB, 99AB, 100A101CDEHIJ, 103C, 105BE, 107BD, 108ABC, 110DG, 111BCE, 112BDE, 113CFG, 114AB, 115BC, 116F, 118B, 119C, 123A, 124BC, 125EGHI, 126B, 128DE, 129ABDF, 130BD, 134C, 135A, 136B, 137AB, 138ABL, 141E, 142B, 143C, 144D, 147CFGH, 151A, 154A, 156D, 159AC, 164AB, 165ACDEF, 167AB, 201B～K, 201C～H, 203A, 206AC, 209FGH, 210AB, 214AF, 215A, 219A, 224DK, 227CD229BG, 230A, 231EF, 232LMR, 237G, 241D 245BCDGH, 246A, 247EFG, 248BCEF, 249BCD, 250F, 251ABCL, 252C, 253D254AB, 255CDEH, 257AH, 258I, 259A～E266BCDG	492.94 1,364.89

複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	3A の一部, 5AD の一部, 6ABC の一部, 8ABC の一部, 9A の一部, 10BC の一部, 11AB の一部, 13BC の一部, 14B の一部, 15B の一部, 16AB の一部, 17CFGHI の一部, 23E の一部, 25CEF の一部, 26B の一部, CDE, FG の一部, HI, 27ABCDE の一部, 28DE の一部, 29ACDE の一部, 31H の一部, 40ABF の一部, 41D の一部, 48DEF の一部, 53A の一部, 54AC の一部, 55A の一部, 59A の一部, 62C の一部, 65A の一部, 70AB の一部, 72E の一部, 73B の一部, 76ACD の一部, 79GK の一部, 80AB の一部, 81D, E の一部, 83FHMN の一部, 88CDEH の一部, 89EI の一部, 90A の一部, 92FH の一部, 97AB の一部, 98AB の一部, 99AB の一部, 100A の一部, 101CDEHIJ の一部, 103C の一部, 105E の一部, 107BD の一部, 108ABC の一部, 110DG の一部, 111BC の一部, 113FG の一部, 114A の一部, 116F の一部, 118B の一部, 123A の一部, 124BC の一部, 125EG の一部, 129F の一部, 130B の一部, 134C の一部, 137AB の一部, 138ABL の一部, 141E の一部, 142B の一部, 143C の一部, 144D の一部, 147H の一部, 154A の一部, 156D の一部, 159AC の一部, 164A の一部, 165CF の一部, 167AB の一部	281.51
禁伐		15B の一部, 17J の一部, 26F の一部, 143D の一部	18.41
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			

注）保安林における立木の伐採は県知事の許可又は届出が必要です。
伐採の方法が、指定施業要件に適合するものであり、かつ、指定施業要件に定める伐採の期限を超えないこと。

別表2の付　各区分における施業実施の基準

<table>
<tr><td rowspan="2">区分</td><td rowspan="2">木材等生産機能維持増進森林
特に効率的な施業が可能な森林</td><td colspan="4">公益的機能別施業森林区域</td></tr>
<tr><td>水源かん養機能維持増進森林</td><td colspan="3">山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
快適環境形成機能維持増進森林
保健機能維持増進森林</td></tr>
<tr><td>施業の方法を特定する森林</td><td></td><td>伐期の延長を推進すべき森林</td><td>長伐期施業を延長すべき森林</td><td>複層林施業を推進すべき森林
（択伐以外）</td><td>複層林施業を推進すべき森林
（択伐）</td></tr>
<tr><td>植栽</td><td colspan="5">主伐実施後5年間経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽
植栽によらなければ更新が困難な森林については、標準的な植栽本数を2年以内に植栽</td></tr>
<tr><td>間伐</td><td colspan="3">標準伐期齢未満の森林の面積の2分の1（10年に１回）
標準伐期齢以上の森林の面積の3分の1（15年に１回）</td><td colspan="2">収量比数が0.85以上の森林について、収量比数が0.75以下となるよう間伐</td></tr>
<tr><td>主伐林齢</td><td>標準伐期齢以上</td><td>標準伐期齢＋10以上</td><td>標準伐期齢×2以上</td><td colspan="2">標準伐期齢以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">伐採立木材積</td><td colspan="3">伐採材積が年間成長量（カメラルタキセ式補正）に相当する材積に5を乗じて得た材積以下</td><td rowspan="2">標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること</td><td rowspan="2">標準伐期齢における立木材積に10分の７を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること</td></tr>
<tr><td colspan="3">木材生産機能維持増進森林は、伐採材積が年間成長量（カメラルタキセ式補正）に相当する材積に5を乗じて得た材積の100分の120以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">伐採の方法</td><td>【皆伐を行う場合】
伐採後の更新未完了の面積が連続して20ヘクタールを超えないこと</td><td colspan="2">【皆伐を行う場合】
伐採後の更新未完了の面積が連続して20ヘクタールを超えないこと。</td><td>伐採率70％以下</td><td>伐採率30％以下の択伐
【伐採後の造林を人工植栽による場合】
伐採率40％以下の択伐</td></tr>
<tr><td colspan="3">市町村森林整備計画に定めるぼう芽更新が可能な伐採の方法以外の天然生林にあっては、伐採率70％以下の伐採</td><td colspan="2">【伐採後の造林を人工植栽による場合】
立木材積：下層木を除いてRy0.75以上
伐採材積：収量比数0.65以下となるよう伐採</td></tr>
</table>

【別表３】

鳥獣害防止森林区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
倉吉１	001,002,003,004,005,006,007,008,009,010,011,012,013,014 015,018,019,020,021,022,023,024,025,026,027,028	1,442.30
倉吉２	029,030,031,032,033,034,035,036,037,039,040,041,042,043 044,045,046,047,048,049,050,051,052,053,054,055,056,057 058,059,060,061,062,063,064,065,066,067,068,069,070,071 072,074	2,953.02
倉吉３	038,073,075,076,077,078,079,080,081,082,083,084,085,086 087,088,089,090,091,092,093,094,095,096,097,098,099,100 101	1,986.40
倉吉４	103,104,105,106,107,108,109,110,111,112,113,114,115,116 117,118,119,120,121,122,123,124	1,453.00
倉吉５	102,125,126,127,128,129,130,131,132,133,134,135,136,137 138,139,140,141,142,143,144,168	1,211.93
倉吉６	016,017,145,146,147,148,149,150,151,152,153,154,155,156 157,158,159,160,161,162,163,164,165,166,167	1,165.68
倉吉７	201,202,203,204,205,206,207,208,209,210,211,212,213,214 215,216,217,218,219,220,221,222,223,224,225,226,227,228	1,820.50
倉吉８	229,230,231,233,234,235,236,237,238,239,240,241,242,243	894.88
倉吉９	232,244,245,246,247,248,249,250,251,252,253,254,255,256 257,258,259,266	1611.29
倉吉 10	260,261,262,263,264,265	613.97

倉吉市森林整備計画区域図

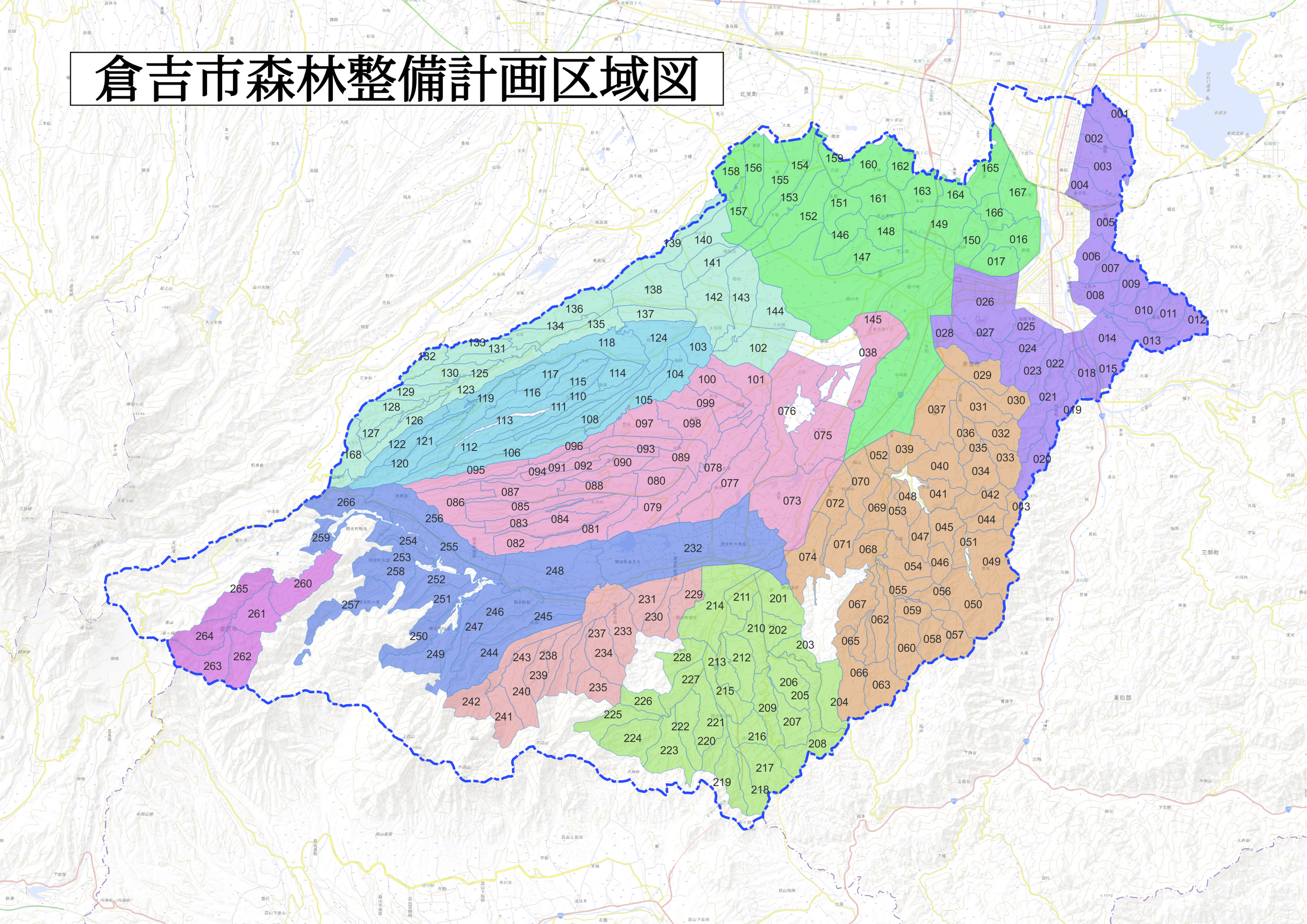

林産物の利用促進のために必要な施設

（Ⅱ森林の整備に関する事項　第８関係）

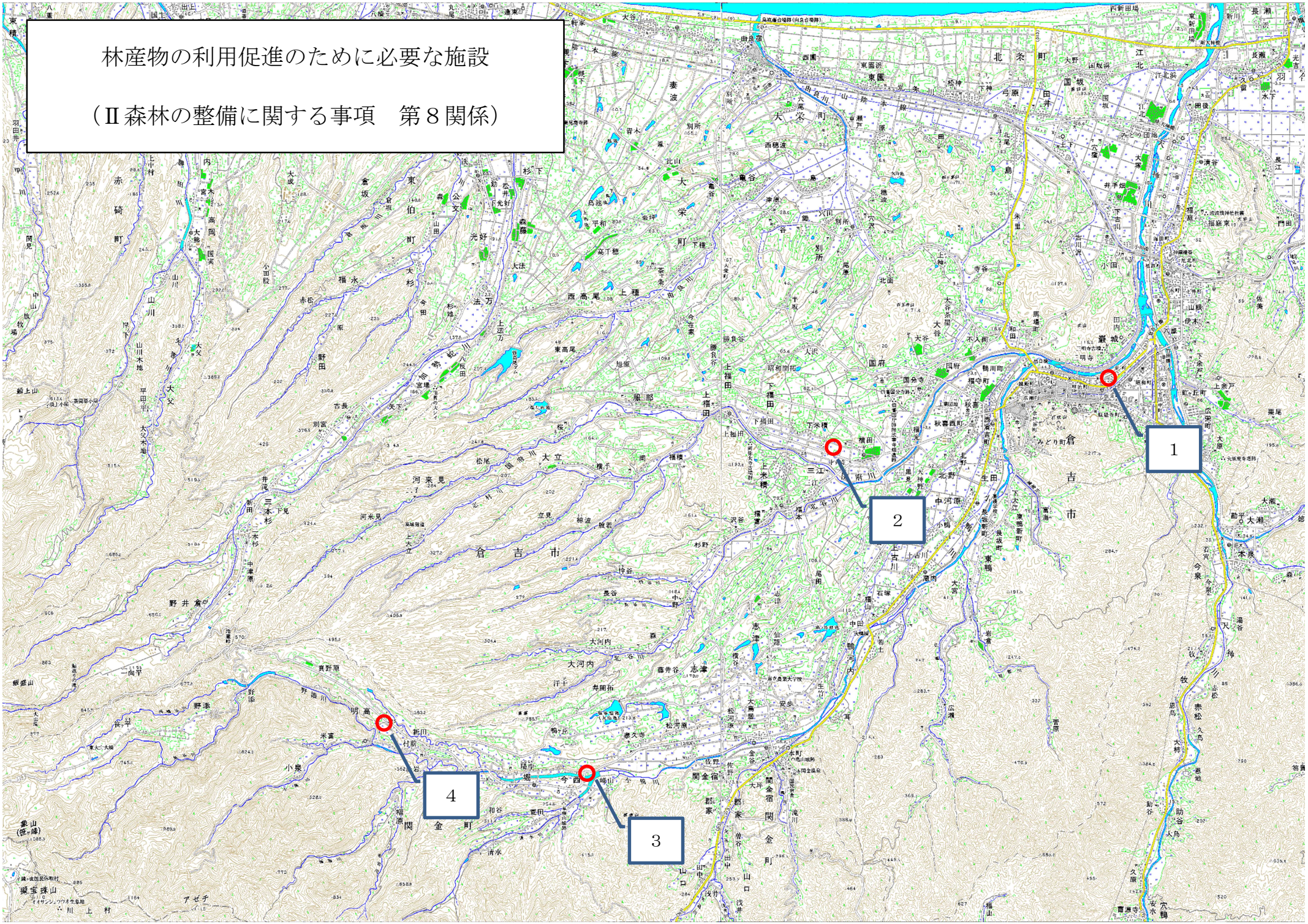

倉吉市鳥獣害防止森林区域図

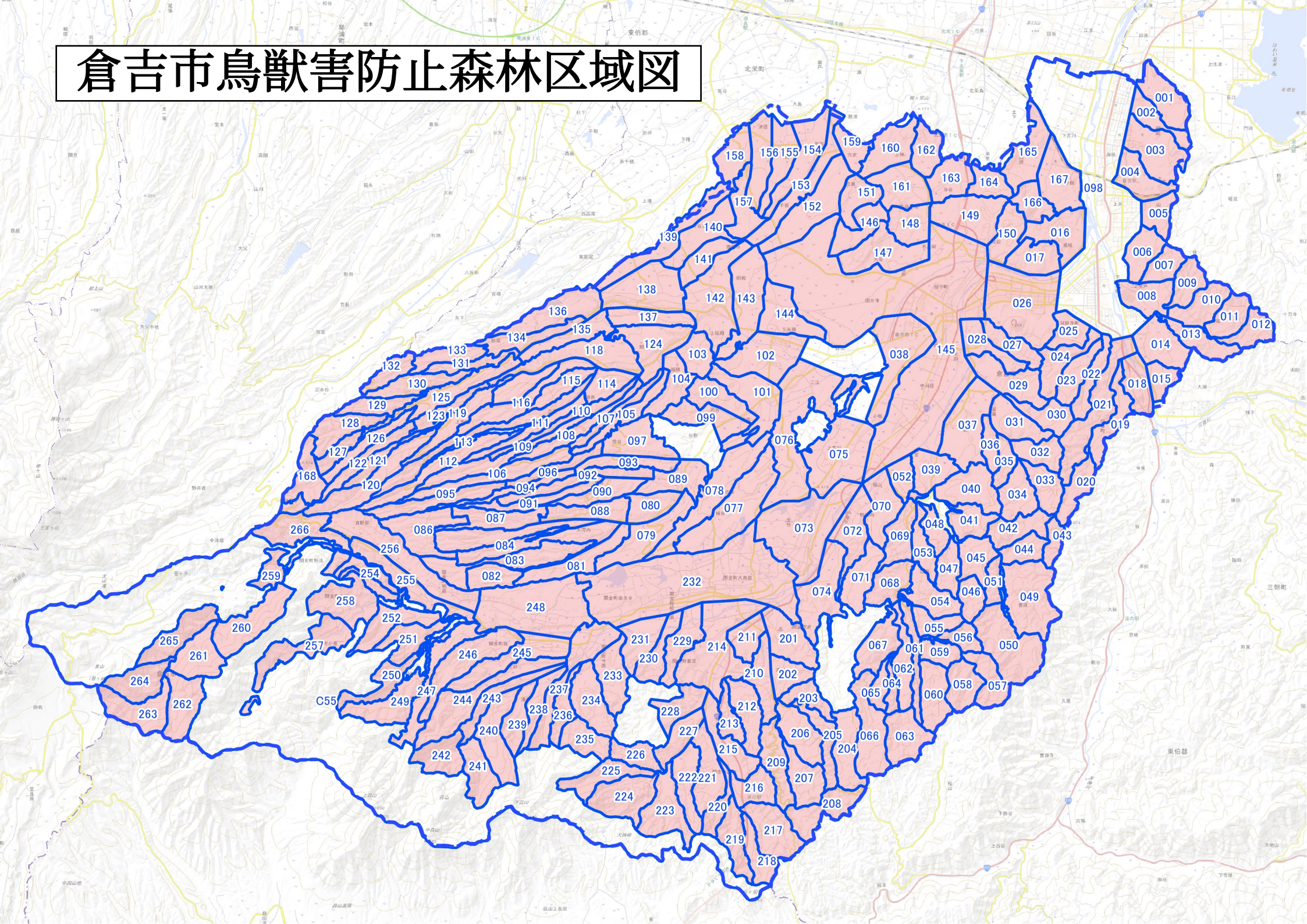
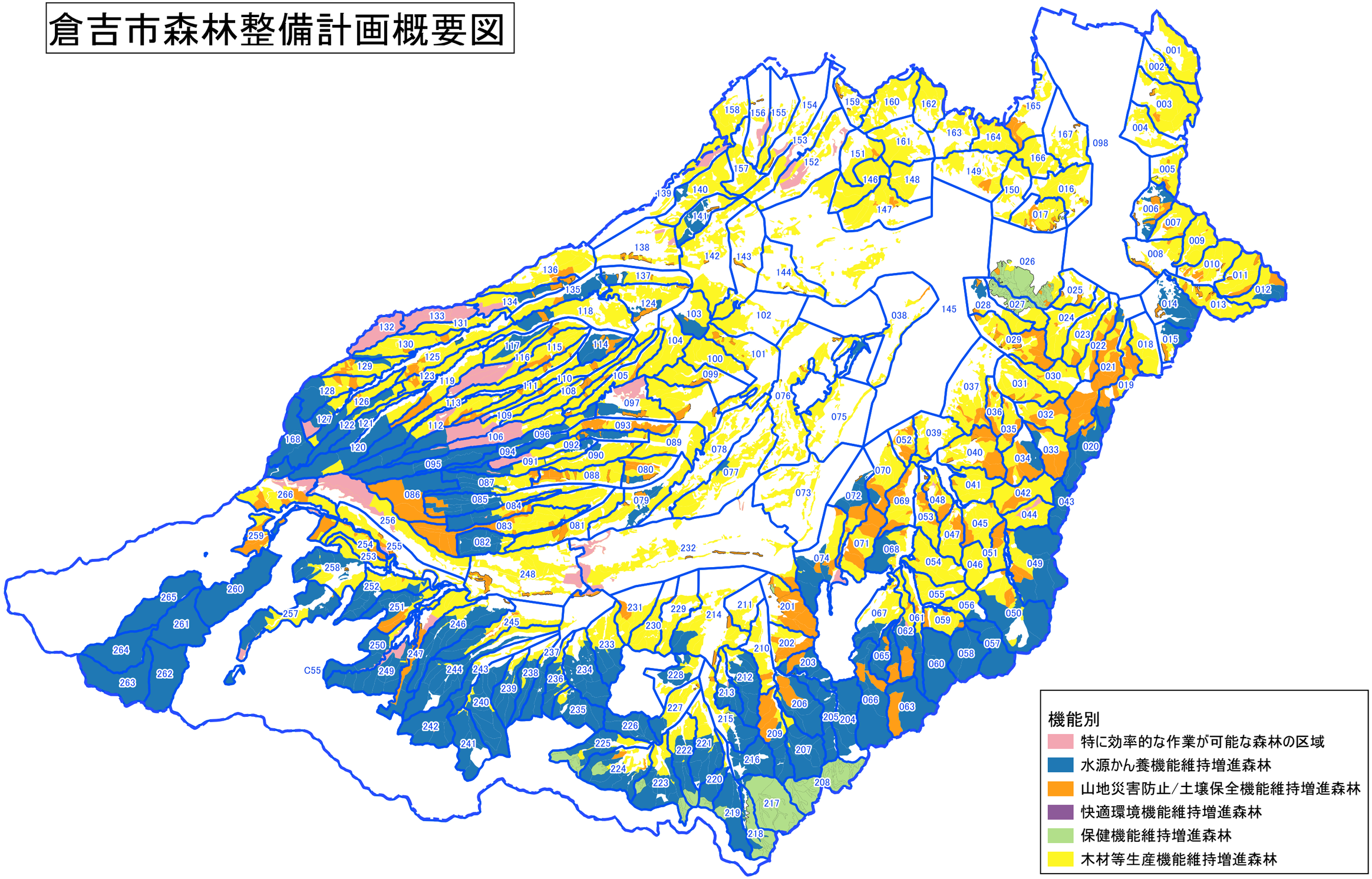
倉吉市森林整備計画概要図